

一般競争入札の実施に係る掲示
(電子入札対象案件)

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。
なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」をいう。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

令和2年8月21日
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長 太田 潤

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度団地再生事業に係る政策効果分析等業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①団地建替え事業に係る政策効果分析

②住宅市街地総合整備事業に係る整備計画及び事業計画の検討並びに費用便益分析等

※①②とも新規採択時評価における分析等となる。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年1月29日まで

(4) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、当機構九州支社長（以下、「支社長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）

第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/jishisaisoku280401.pdf>

(2) 当機構九州地区における平成31・32年度建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 平成22年度以降に受注し完了した同種又は類似業務の実績（下請による業務の実績を含む。）を有するものであること。

- ・同種業務：都市再生機構が実施する団地建替え事業における政策効果分析又は住宅市街地総合整備事業における費用便益分析を伴う業務
- ・類似業務：住宅の建設を伴うその他補助事業における費用便益分析を伴う業務

- (4) 次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を本件業務に配置できること。
- ①平成22年度以降に受注し完了した2(3)に示す同種又は類似業務の実績(下請による業務の実績を含む。)を有するものであること。
 - ② 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
- ② 価格点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は60点とする。
価格評価点＝価格点×(1－入札価格／予定価格)
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点＝60×技術点／技術点の満点
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。
 - ・企業の経験及び能力
 - ・予定管理技術者の経験及び能力
 - ・実施方針

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年8月21日(金)から令和2年10月1日(木)午後5時まで

交付場所：UR都市機構九州支社ホームページからダウンロードとする。

(URL <http://www.ur-net.go.jp/orders/kyushu/order.html>)

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：イ 電子入札システムによる場合

令和2年8月21日(金)から令和2年9月7日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後8時まで(ただし、令和2年9月7日(月)は午後5時までとする。)

ロ 紙入札による場合

令和2年8月21日(金)から令和2年9月7日(月)までの土曜日、及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

提出場所：〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構 九州支社 総務部 経理課

電話：092-722-1017

提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、支社長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年10月1日(木) 午後5時

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、支社長の承諾を得た場合は、下記5(6)②に持参又は郵送すること(電送によるものは受け付けない。)

(4) 開札の日時及び場所

日時： 令和2年10月2日(金) 午前11時

場所：〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構 九州支社 入札室

(5) 本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 契約保証金

納付

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 落札者の決定方法
上記3(2)による。
- (4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、本件の競争参加資格の確認を受け、かつ、開札の時までに当該資格の認定を受けなければならない。
- (5) 契約に係る公表拡充
詳細は別紙による。
- (6) 問い合わせ先
 - ① 申請書及び資料について
独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 ストック再編事業課
電話092-722-1091
 - ② 平成31・32年度の競争参加資格について
独立行政法人都市再生機構 九州支社 総務部 経理課
電話092-722-1017
- (7) 詳細は入札説明書による。

別紙

【契約に係る情報の公表拡充について】

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上